|  |  |
| --- | --- |
| 労働保険番号 | 13-1-00-000000-000 |
| 法人番号 |  |

様式第9号の2（第16条第1項関係）

時間外労働

休日労働

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に関する協定届〈特別条項付〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 協定の有効期間 |
|  | 株式会社〇〇 | 東京都　　　　　　　　　　　　　　　　　電話03- | 2019年4月1日より1年間 |
| 　　　　　時間外労働 |  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数　　　　　　　「満18歳以上の者」 | 所定労働時間 | 延長することができる時間 |
| １日 | 1ヶ月（毎月）１日 | 1年 |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 | 起算日 | 2019年4月1日 |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 |
| ①下記②に該当しない労働者 | ・顧客との臨時の打ち合わせ・納期切迫・年次決算業務・月次決算業務・その他前号に準ずる事由が生じた場合 | エンジニアデザイナーコーポレート | 〇名〇名〇名 | 8時間00分 | 8時間 | 8時間 | 45時間 | 45時間 | 360時間 | 360時間 |
| ②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |
| 　　　休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数　　　　　　　「満18歳以上の者」 | 所定休日 | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
| ・顧客との臨時の打ち合わせ・納期切迫・年次決算業務・月次決算業務・その他前号に準ずる事由が生じた場合 | エンジニアデザイナーコーポレート | 〇名〇名〇名 | 日曜日土曜日祝日その他会社の指定した日 | 1ヶ月に2日 | 7:00～22:00 |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと　☑ |

|  |
| --- |
| 提出代行　社会保険労務士 |
|  |

　様式第9号の2(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労 働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の 業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化する ことにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者

の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働 基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間 (以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数に かかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、 及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定 により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。

(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、1日につい ての延長することができる限度となる時間を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができ る。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であて、「1年」 の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者 については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても 協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であって、「起算日」 において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲 内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所 定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇 月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延 長することができる時間の上限は1の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに 留意すること。

5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週 1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。

6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の

規定による休日であって労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

7 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであ り、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月まで の期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが無い場合には有効な協定と はならないことに留意すること。

8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半 数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過 半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号 に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出すること を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意 向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならな いことに留意すること。

9 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入

することで差し支えない。

(備考)労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業 場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付 記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外 労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要 とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の 有効期間を括弧書きすること。 (2018.9)

様式第9号の2（第16条第1項関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数　　　　　　　「満18歳以上の者」 | １日 | １箇月 | １年 |
| 起算日 | 2019年4月1日 |
| 延長することができる時間数 | 限度時間を超えて労働させることができる回数 | 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 | 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 |
| ・顧客との臨時の打ち合わせ・納期切迫・年次・月次決算業務・製品トラブル、大規模なクレームへの対応・その他前号に準ずる事由が生じた場合 | エンジニアデザイナーコーポレート | 〇名〇名〇名 | ６時間 | ６時間 | 6回 | 100時間 | 100時間 | 25% | 720時間 | 720時間 | 25% |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 労働者代表者に対する事前申し入れ |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | （該当する番号）⑥、⑩ | （具体的対応）　まとまった年次有給休暇の取得を促進する、職場での時短対策会議の開催 |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと　☑ |

協定の成立年月日　　　　　　　年　　　月　　　日

職名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

　協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

職名　代表取締役

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者

|  |
| --- |
| 提出代行　社会保険労務士 |
|  |

　労働基準監督署長 殿

様式第9号の2(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

(1) 「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通 常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる 必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上 やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められな いことに留意すること。

(2) 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、 労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業 務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区 分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないとに留意すること。

(3) 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる 労働者の数を記入すること。

(4) 「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同 じ年月日を記入すること。

(5) 「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第 32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労 働時間」という。)を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算 日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間を100 時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場 合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記 入することができる。 「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時 間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての 延長することができる限度となる時間を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時 間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて 記入することができる。 なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間 数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を 超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下 の罰金)となることに留意すること。

(6) 「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間(1箇月45時間(対象 期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間))を 超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

 (7) 「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割 増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよ う努めること。

 (8) 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続とし て、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

 (9) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、 以下の番号を「(該当する番号)」に選択して記入した上で、その具体的内容を「(具体的内 容)」に記入すること。

1 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

2 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。

3 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

4 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

5 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

6 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

7 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

8 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

9 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

10 その他

2 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであ り、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月ま での期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックが無い場合には有効な協 定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半 数で組織する労働組合が無い場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の 過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第 2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出す ることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使 用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定 とはならないことに留意すること。

4 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記

入することで差し支えない。

(備考) 1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様 式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決によ り行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、 本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」と あるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称」と、「協定の当事 者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について 任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものと する。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員と で区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第2項第 1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働 者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて 指名された委員の氏名を記入することに留意すること。 2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が 設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合に おいては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、 委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設 定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合の名称」とあるのは「委員会の委員の半 数の推薦者である労働組合の名称」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の 選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選 出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名 された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入する に当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合において はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表 する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。